

第16回

四国の港湾における地震・津波対策検討会議

「緊急確保航路等航路啓開計画」一部更新（案）

緊急確保航路等航路啓開計画の更新①

・【参考資料－２２．】四国各港における津波に対する対応指針・・・本編p21

津波の来襲が予想される場合の船舶が摂るべき対応を示した船舶津波対応表を代表例として高松港分を下表に示す。

(行動計画1-5)

高松港における船舶対応表

南海トラフ地震臨時情報に伴う措置

別表3

区分	発令基準	実施事項
		気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときに情報収集する。 1 南海トラフ地震臨時情報に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。
注意体制	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表若しくは「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に自動切換されたときに発令する。	1 南海トラフ地震臨時情報を収集する。 2 後発地震の発生に伴う津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。（情報伝達ルート、避難方法、避難海域等）
南海トラフ地震船舶津波警戒体制（警戒勧告）	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときに発令する。	1 南海トラフ地震臨時情報を収集する。 2 後発地震の発生に伴う津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。（情報伝達ルート、出港支援体制、避難海域等） 3 岸壁管理者、荷役企業等の対応を確認する。 4 避難に必要な支援体制が受けられない、岸壁が使用できない等がある場合は、事前に安全な海域へ避難することを検討する。
解除	各体制が発令されてから1週間後に発令する	1 引き続き発表される情報に留意する。

- 注) 1 港内在泊船等は、上記措置によるほか、事業所等が定める安全管理規程等を遵守すること。
 2 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴取すること。
 3 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。
 4 気象庁から香川県沿岸地域に「津波注意報、津波警報又は大津波警報」と「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が同時に発表された場合は、「別表2津波災害防止措置」のとおりとする。
 5 気象庁が発表した「津波注意報、津波警報又は大津波警報」が解除された場合に「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている場合は本措置のとおりとする。
 6 ゆっくりすべりが発生した場合は、注意体制が解除された後であっても、それが取まったと評価されるまでは地震への備えを再確認するなど大規模地震が起きる可能性がなくなったわけではないことに留意すること。

注意) 出典: 高松海上保安部HP
他資料への転用を禁ず

・【参考資料－23.】海上保安庁の「海の安全情報（沿岸域情報提供システム）」・・・本編p25

(行動計画2-1)

○海の安全情報とは、

海上保安庁では、プレジャーボートや遊漁船などの船舶運航者やマリンレジャー愛好者の方々に対して、全国各地の灯台などで観測した風向、風速、波高などの局地的な気象・海象の状況、海上工事の状況、海上模様が把握できるライブカメラなどの「海の安全情報」をリアルタイムに提供している。

海の安全情報は、主にインターネットで提供しており、特に、スマートフォンのGPS機能を利用して、現在地周辺の情報や気象・海象の状況、海上安全情報など様々な情報が地図画面上で一目で分かるスマートフォン用サイトも運用している。

さらに、24時間体制で海上保安庁が発表する緊急情報や気象庁発表の気象警報・注意報などを、事前に登録されたメールアドレスに配信する「緊急情報配信サービス」も提供している。地図の管区名をクリックするとその地域の情報を確認することができる。

出典：海上保安庁

[海の安全情報\(沿岸域情報提供システム\) \(mlit.go.jp\)](https://www6.kaiho.mlit.go.jp/)

<https://www6.kaiho.mlit.go.jp/>



【参考資料－24】海上保安庁の「津波防災情報報図」 例) 松山港の進入図・・・本編p25

(行動計画1-5)

松山港 津波防災情報報図 (進入図)

計算条件 最高水準(高潮)
津波高 平均-0.53m(+0.83m ~ -0.53m)
スケール 1:20,000
備考 本図のシミュレーション結果は、実際の位置、時刻、潮から地形などの影響により、実際のものとは異なることがある。



縮尺 1:20,000



凡例

水位上昇+10m以上の危険領域(注)

- 水位上昇+10m以上
- 水位上昇+5m以上
- 水位上昇+1m以上

注) 危険領域は、津波高+10m以上の領域を示す。

注) 水位、流速、経時変化図



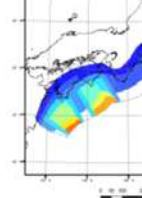
最大流速(速) (m/s)

- 1.0
- 2.0
- 3.0

注) 最大流速は、水位が最大水深から10m深さした地点を指している。

注) 経時変化は、津波の到達と時刻に依存するものとして表示している。

経時変化



ケース①「東門橋停止位置(注)に「水」を付与し、最大水深から10m深さした地点を指している。

計算時刻	10:00
計算時刻(注)	10:00
計算時刻(注)	10:00
計算時刻(注)	10:00

注) 本図は、本図の「津波高」の計算結果を基に、津波の到達時刻、最大水深から10m深さした地点を指している。本図は、本図の「津波高」の計算結果を基に、津波の到達時刻、最大水深から10m深さした地点を指している。

○津波防災情報とは

海上保安庁では、将来発生が懸念される東海地震、東南海・南海地震、南海トラフの巨大地震などの断層モデル(津波断層モデル)を対象として津波シミュレーションを実施し、海域における津波の挙動を示した津波防災情報とこれをまとめた津波防災情報図を整備している。

○津波防災情報図とは

下記の3種類の図(データ)を一組とした図のこと。

- ・津波による水位変化や最大流速が示された進入図・引潮図
- ・任意の地点における津波高や津波の流向・流速の時間変化をグラフで示した経時変化図
- ・時々刻々と変化する津波の挙動を示した津波アニメーション

出典：海上保安庁

津波防災情報 | 海上保安庁 海洋情報部 (mlit.go.jp)
<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/tsunami/index.html>

・【本編 3-2.】関係機関との連携方針・・・本編p28

(行動計画1-1)

【解説】

(1)海上保安庁との連携

更新前

- 1) 被害情報収集において、自らの調査情報に加え、管区海上保安本部・海上保安部(署)と情報交換を行う。
発災直後の段階では航路啓開の必要性判断に係る情報を、以後の段階では管区海上保安本部の測量実施体制等の情報も得るとよい。

更新後

- 1) 被害情報収集において、自らの調査情報に加え、管区海上保安本部・海上保安部(署)と情報交換を行う。
発災直後の段階では航路啓開の必要性判断に係る情報を、以後の段階では管区海上保安本部の測量実施体制等の情報も得るとよい。**また、緊急確保航路、開発保全航路、港湾区域内において船舶の航行制限等を行っている中であっても、初動の航路啓開作業のために、作業船団の航行及び入港が必要となる場合には、管区海上保安本部・海上保安部(署)へ事前に相談し、対応を検討する。**